

湯沢市公用車カーシェアリング実証事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 23 日

湯沢市長 佐藤 一 夫

## 1 プロポーザルの概要

- (1) 事業の名称 湯沢市公用車カーシェアリング実証事業
- (2) 事業の内容 別添「湯沢市公用車カーシェアリング実証事業公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。) のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで
- (4) 提案限度額 本企画提案の限度額は、2,102 千円  
(消費税及び地方消費税額を含む)とする。

## 2 参加者に要求される資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本事業の実施に必要な能力を有し、下記に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 湯沢市物品購入等競争入札参加有資格者にあつては、本件の公募から契約候補者を選定するまでの間に、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 湯沢市物品購入等競争入札参加資格を有しない者は、企画提案書提出期限までに入札参加資格申請受付を完了していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 湯沢市内に本社又は営業所を有する法人であり、業務運営に係る対面による打合せを複数回行うことが可能であること。あわせて、平日の公用車利用と休日等のカーシェア利用にかかる配車を円滑に行うことができること。
- (8) カーシェアリング実証事業を適切に行うため、不測の事態に対応することができる者を 1 名以上配置し、本業務を円滑に実施できること。

### 3 手続き等（別添「実施要領」による。）

#### (1) 事務局（担当課）

湯沢市役所 総務部企画課 地域活力振興班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号

TEL 0183-55-8274

FAX 0183-73-2117

メールアドレス：ck-shinko-gr[at]city.yuzawa.lg.jp

※【at】を@に置き換えてください。

#### (2) 実施要領の交付

##### ア 交付方法（入手方法）

実施要領は、湯沢市ホームページ (<http://www.city-yuzawa.jp/>) からの入手を原則とする。

イ 交付期間 令和6年4月23日（火）から令和6年5月13日（月）まで

#### (3) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、湯沢市ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類を提出すること。

① 提出書類 参加申込書兼誓約書(様式第2号)

② 提出期限 令和6年5月13日（月）午後5時まで

③ 提出方法 持参、又は郵送によること。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

※ 郵送等で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着のこと。

④ 受付時間 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする

⑤ 提出部数 1部

⑥ 提出先 3(1)に記載の事務局（担当課）あて

### 4 審査及び企画提案書の提出

#### (1) 第1次選考（参加表明書等の書類審査）

参加希望者から提出された参加表明書等の書類について審査を行い、企画提案書の提出者を決定する。

#### (2) 企画提案書の提出

ア 作成方法 実施要領及び企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成する

イ 提出期限 令和6年5月27日（月）午後5時まで

ウ 提出場所 3(1)に記載の事務局（担当課）

エ 提出方法 持参又は郵送（期限厳守）

#### (3) 第2次選考（企画提案書の審査及びヒアリング）

参加表明書等、企画提案書の内容、見積書により審査を行い、プロポーザル選定委員会において最も適切かつ円滑に業務を実施できる候補者を決定する。

なお、提案内容に関して必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

- 5 契約の締結方法 実施要領に記載のとおり。
- 6 その他 本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。